

令和元年度スポーツ振興事業助成 二次配分基準（案）

スポーツ振興くじ助成金

「令和元年度スポーツ振興くじ助成金二次募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択するものとする。

1 基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「PR協力」の項目ごとに3段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「PR協力」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目の合計で「得点が7割を超えた団体はA評価（助成対象額の100%）」「4割を超え7割以下の得点があった団体はB評価（助成対象額の80%）」「得点が4割以下の団体はC評価（不採択）」とする。

なお、当初募集において不採択となった事業の再申請については、B評価を上限とする。

2 事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準によるものとする。

(1) ドーピング検査推進事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(2) 国際競技大会開催助成

総合競技大会、文部科学大臣が特に必要と認めた大会及びオリンピック・パラリンピック競技種目の国際競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。